2026年9月8日

各 位

本店所在地　東京都港区六本木一丁目６番１号
会社名　ＳＢＩホールディングス株式会社
（コード番号8473　東証プライム）
代表者　代表取締役 会長 兼 社長　北尾吉孝
問い合せ先　取締役　西川保雄
電話番号　０３－６２２９－０１００（代表）

会社名　ＳＢＩＮＭ合同会社
代表者　代表社員　SBIER株式会社
職務執行者　西川保雄

（訂正）公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う「BASE株式会社株式（証券コード：4477）に対する公開買付けの開始及び同社との資本業務提携契約の締結に関するお知らせ」及び公開買付開始公告の訂正に関するお知らせ

ＳＢＩホールディングス株式会社（以下「SBIHD」といいます。）の完全子会社であるＳＢＩＥＲ株式会社（以下「SBIER」といいます。）がその持分の全てを所有し、代表社員を務めるＳＢＩＮＭ合同会社（以下「公開買付者」といい、SBIHDと総称して「公開買付者ら」といいます。）は、2026年８月28日、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）グロース市場に上場しているBASE株式会社（以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）を金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）による公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定し、2026年８月31日より本公開買付けを開始しております。

この度、公開買付者は、公正取引委員会から2026年９月４日付「排除措置命令を行わない旨の通知書」及び同日付「禁止期間の短縮の通知書」を2026年９月４日に受領したことに伴い、2026年８月31日付で提出いたしました公開買付届出書及びその添付書類である2026年８月31日付公開買付開始公告の記載事項の一部に訂正すべき事項が生じましたので、これを訂正するとともに、上記の各通知書を新たに添付書類とするため、法第27条の８第２項の規定に基づき、本日、公開買付届出書の訂正届出書を関東財務局長に提出いたしました。

これに伴い、2026年８月28日付「BASE株式会社株式（証券コード：4477）に対する公開買付けの開始及び同社との資本業務提携契約の締結に関するお知らせ」及び公開買付開始公告の内容を下記のとおり訂正いたしますので、お知らせいたします。

なお、本訂正は、法第27条の３第２項１号に定義される買付条件等を変更するものではありません。

また、訂正箇所には下線を付しております。

記

I.　2026年８月28日付「BASE株式会社株式（証券コード：4477）に対する公開買付けの開始及び同社との資本業務提携契約の締結に関するお知らせ」の訂正内容

３．対象者の概要及び買付け等の条件等

（８）その他買付け等の条件及び方法

② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

（訂正前）

令第 14 条第１項第１号イ乃至ヌ及びワ乃至ツ、同項第３号イ乃至チ及びヌ、第４号並びに同条第２項第３号乃至第６号に定める事項のいずれかが発生した場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

＜後略＞

（訂正後）

令第 14 条第１項第１号イ乃至ヌ及びワ乃至ツ、同項第３号イ乃至チ及びヌ並びに同条第２項第３号乃至第６号に定める事項のいずれかが発生した場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

＜後略＞

II. 本公開買付開始公告の訂正内容

２．公開買付けの内容

（11）その他買付け等の条件及び方法

②公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

（訂正前）

金融商品取引法施行令（昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。）第 14 条第１項第１号イ乃至ヌ及びワ乃至ツ、同項第３号イ乃至チ及びヌ、第４号並びに同条第２項第３号乃至第６号に定める事項のいずれかが発生した場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

＜後略＞

（訂正後）

金融商品取引法施行令（昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。）第 14 条第１項第１号イ乃至ヌ及びワ乃至ツ、同項第３号イ乃至チ及びヌ並びに同条第２項第３号乃至第６号に定める事項のいずれかが発生した場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

＜後略＞

以上